

## 平成 29 年度秋田大学派遣交換留学生 募集要項（二次募集）

### 1. 目的

本学と大学間国際交流協定および学生交換の覚書を交わしている海外の大学に留学することにより、十分な成果が期待される本学の学生を、1 年以内の期間で派遣することを目的とする。  
※部局間国際交流協定校に留学を希望する学生は、各所属学部・研究科に相談すること。

### 2. 派遣期間 1 年以内

### 3. 募集対象留学期間

平成 30 年 1 月から平成 30 年 3 月までの間に開始する留学を対象とし、留学開始・終了時期は各協定校の学年暦に従うものとする。

### 4. 応募資格

- (1) 平成 29 年 4 月 1 日に本学の学部または大学院の正規課程に在籍する見込みの者
- (2) 平成 25 年度以前の入学者は、原則として「留学」の在籍身分で留学する者  
平成 26 年度以降の入学者は、「留学」の在籍身分で留学する者
- (3) 留学期間終了後、速やかに本学に帰学し、学業を継続する者
- (4) 秋田大学の学部・大学院における在籍期間を通して、過去に交換留学生として派遣されたことがない者
- (5) 協定校が定める交換留学生の資格（語学条件、学年など：別紙リスト参照）を有する者
- (6) 留学の目的および計画が明確で、留学の成果を学習や進路に活かす意思がある者
- (7) 学業成績が優秀な者
- (8) 派遣先大学での修学に支障のない水準の語学力を有する者
- (9) 留学に関し、保護者からの同意を得られる者（誓約書を提出できる者）
- (10) 帰国後、留学説明会への参加や本学に在籍する留学生の支援など、本学の国際化に積極的に貢献する意欲のある者

### 5. 募集派遣先大学 秋田大学と大学間国際交流協定を締結している大学（別紙リスト参照）

### 6. 必要応募書類

下記の書類を、平成 29 年 5 月 15 日（月）から 5 月 26 日（金）までに国際課に提出すること。期日までにすべての必要書類が提出されない場合、選考対象にはならない。

①留学申請書（所定様式）：1 通

②留学志望理由書（所定様式）：1 通

③指導教員による推薦書（所定様式）：1 通（厳封）

ただし、指導教員と学生の交換留学希望先大学の窓口教員が同一の場合、指導教員以外の教員（選修主任等）に作成を依頼すること（窓口教員はプログラムリストに掲載）。また、指導教員が決まっていない場合には本学の専任教員で被推薦者をよく知る教員に作成を依頼すること。

④直近の成績証明書：1 通

- (1) 1 年次：入試成績開示 申込窓口（入試課） 期間：平成 29 年 5 月 1 日～6 月 30 日
- (2) 2 年次以上：直近の成績証明書（平成 28 年度の成績が記載されているもの）

⑤語学能力証明書：1 通（必要語学条件及び認められる語学試験等については、別紙リスト参照）

- (1) 語学条件がある場合：所定の資格試験結果のコピーを提出。

（2）語学条件がない場合：各種資格試験のコピー、または当該地域における使用言語についての外国語科目担当教員による所見（任意様式）を提出

7. 派遣交換留学候補者の選考

別途組織される選考委員会が書類審査と面接を行って選考する。面接の日程は、国際交流センター前の掲示板ならびに A・NET で通知する。

8. 派遣交換留学候補者の決定

選考委員会による選考後、国際交流センター企画会議での承認を経て、6月上旬までに派遣交換留学候補者の決定を行う。選考結果は、原則として掲示板ならびに A・NET で通知し、決定後の諸手続き等については A・NET で連絡する。

9. 仮決定について

（1）希望派遣先大学の語学条件に満たない場合でも、派遣交換留学候補者として選抜されることがある。その場合、該当学生は仮決定扱いとなり、国際交流センターが定める期日（7月中を予定）までに語学基準を満たせば、派遣交換留学候補者とする。

（2）仮決定扱いの学生は、決められた期日までに、所定の語学資格試験結果のコピーを国際交流センターに提出しなければならない。語学条件を満たさなかった場合は、仮決定が取り消される。

10. 留学の最終決定

選考委員会による選考の結果、派遣交換留学候補者として決定した学生は、派遣先大学が定める応募書類を改めて作成し、派遣先大学に提出する。派遣先大学から入学許可証が届いたら、ただちに所属学部・研究科担当に「留学届」を提出するなどの必要な手続きを行う。正式な派遣交換留学生としての決定は、所属学部・研究科の教授会での承認による。教授会での承認後、最終決定が各候補者に通知される。

11. 留学中の身分

留学期間中の本学での在籍身分は、平成25年度以前入学者は原則として「留学」、平成26年度以降入学者は「留学」とする。「留学」の在籍身分で留学する場合、扱いは以下のとおりとなる。

（1）単位認定

所属学部・研究科の定めるところにより、単位の認定を申請できる。単位認定の可否は所属学部・研究科の判断に委ねられるため、必ずしも留学中に取得したすべての単位が認定されるわけではない。留学前に所属学部・研究科担当者と十分に相談・確認すること。

（2）授業料

派遣期間中は、本学に授業料を納付する。派遣先大学の授業料は免除される。

ただし、協定校の語学基準に満たない場合など、通常の授業の他に語学授業を受講することになった場合にかかる授業料等については、学生本人の負担となる。

（3）派遣期間

派遣期間は、本学の卒業に必要な在学期間として算入される。

その他の身分で留学を希望する者は、各所属学部・研究科に相談すること。

1 2. 秋田大学学生海外派遣支援事業

大学間国際交流協定校へ留学する本学交換留学生の中で、特に、国際的な視野を持ち、優れたコミュニケーション能力・異文化理解力を備えた国際人として通用する人材になることが期待される者を対象に、経済的支援を行う。

応募希望学生は、留学申請書の「秋田大学学生海外派遣支援事業への申請」欄の「希望する」を選び、同時に渡航に係る経費の見積書を提出すること。詳細は、「秋田大学学生海外派遣支援事業」の要項を確認すること。

• 支援額（平成29年度予定）

アジア圏（韓国・中国・台湾・東南アジア）上限4万円、それ以外の地域 上限10万円

1 3. 「海外渡航届」「誓約書」などの提出

留学中に不測の事態があった場合に備え、渡航の2週間前までに所属学部・研究科へ「海外渡航届」「誓約書」「海外旅行傷害保険加入証の写し」「パスポートの写し」を提出すること。

1 4. 留学後の提出物等

留学から帰国した者は、帰国後 1 か月以内に「派遣交換留学報告書」（所定様式）および留学先大学の成績証明書の写しを、所属学部・研究科に提出すること。

また、本学が主催する留学説明会などで体験談・協定校紹介などを行うほか、留学に関するインタビューや本学の各種冊子などへの記事作成等について協力すること。

15. その他

(1) ビザの取得および航空券の手配等は派遣交換留学生本人が行うとともに、海外旅行傷害保険（留学）に必ず加入すること。

(2) 派遣交換留学生として選抜された学生であっても、次の一つに該当する場合は決定が取り消されることがある。

①派遣先大学の入学許可が得られなかったとき

②健康を著しく害したとき

③その他、派遣交換留学生として適当ではないと認められるとき

(3) 留学先となる協定校での授業料は本学との交流協定に基づき不徴収であるが、その他の経費は、本人の負担となる。

(4) 派遣先大学における専攻や履修科目等の選択は、原則として本学の指導及び本人の希望によるが、派遣先大学の判断によっては、希望通りの授業を履修できない場合もある。可能な限り事前に確認し、派遣先大学の指示に従うこと。

(5) 留学に必要な費用について、保証人ともよく相談したうえで、経済的な裏付けを持って応募すること。

(6) やむを得ない事情により交換留学を辞退する場合には、速やかに国際課へ連絡すること。

【問い合わせ先】

秋田大学 国際課 留学生交流・支援担当（一般教育1号館2階）

TEL: 018-889-2258 / FAX: 018-889-3012

E-mail: haken@jimu.akita-u.ac.jp

※メールを送信する際には、必ず件名に「派遣交換留学に関して」と入れ、メール本文に所属学部・氏名を記入したうえで、送信すること。